

平成 26 年 4 月 23 日 開会

平成 26 年 4 月 23 日 閉会

(臨時第 3 回)

# 大山町議会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 87 号

平成 26 年第 3 回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成 26 年 4 月 18 日

大山町長 森田 増範

- 1 日 時 平成 26 年 4 月 23 日（水） 午前 9 時 30 分
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件
  - 1) 議案第 58 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町税条例及び大山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
  - 2) 議案第 59 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
  - 3) 議案第 60 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度大山町一般会計補正予算（第 10 号））
  - 4) 議案第 61 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 3 号））
  - 5) 議案第 62 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号））
  - 6) 議案第 63 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号））
  - 7) 議案第 64 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））
  - 8) 議案第 65 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 4 号））
  - 9) 議案第 66 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号））
  - 10) 議案第 67 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号））
  - 11) 議案第 68 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 2 号））
  - 12) 議案第 69 号 教育委員会委員の選任について

- 13) 議案第 70 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
14) 議案第 71 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
15) 議案第 72 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 

**○開会日に応招した議員**

加 藤 紀 之	大 原 広 巳
大 杖 正 彦	圓 岡 伸 夫
遠 藤 幸 子	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
野 口 昌 作	近 藤 大 介
西 尾 寿 博	吉 原 美 智 恵
岩 井 美 保 子	岡 田 聰
西 山 富 三 郎	野 口 俊 明

---

**○応招しなかった議員**

なし

---

---

## 第 3 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 26 年 4 月 23 日（水曜日）

---

### 議 事 日 程

平成 26 年 4 月 23 日 午前 9 時 32 分開会

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 58 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町税条例及び大山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 4 議案第 59 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 議案第 60 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度大山町一般会計補正予算（第 10 号））
- 日程第 6 議案第 61 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 3 号））
- 日程第 7 議案第 62 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 8 議案第 63 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 9 議案第 64 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 10 議案第 65 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 11 議案第 66 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 12 議案第 67 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号））
- 日程第 13 議案第 68 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 14 議案第 69 号 教育委員会委員の選任について
- 日程第 15 議案第 70 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 日程第 16 議案第 71 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
 日程第 17 議案第 72 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

**本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

**出席議員（16名）**

1 番	加 藤 紀 之	2 番	大 原 広 巳
3 番	大 杖 正 彦	4 番	遠 藤 幸 子
5 番	圓 岡 伸 夫	6 番	米 本 隆 記
7 番	大 森 正 治	8 番	杉 谷 洋 一
9 番	野 口 昌 作	10 番	近 藤 大 介
11 番	西 尾 寿 博	12 番	吉 原 美 智 恵
13 番	岩 井 美 保 子	14 番	岡 田 聡
15 番	西 山 富 三 郎	16 番	野 口 俊 明

**欠席議員（なし）**

**欠員（なし）**

**事務局出席職員職氏名**

局長 …………… 小 谷 正 寿 書記 …………… 提 嶋 護 大

**説明のため出席した者の職氏名**

町長 …………… 森 田 増 範 教育長 …………… 山 根 浩  
 副町長 …………… 小 西 正 記  
 教育次長兼学校教育課長 …………… 齋 藤 匠  
 総務課長 …………… 酒 嶋 宏 社会教育課長 …………… 手 島 千津夫  
 中山支所総合窓口課長 …… 杉 本 美 鈴 幼児教育課長 …………… 林 原 幸 雄  
 大山支所総合窓口課長 …… 門 脇 英 之 企画情報課長 …………… 戸 野 隆 弘  
 税務課長 …………… 野 間 一 成  
 建設課長 …………… 野 坂 友 晴  
 農林水産課長 …………… 山 下 一 郎 農業委員会事務局長 …… 田 中 延 明  
 水道課長 …………… 白 石 貴 和 福祉介護課長 …………… 持 田 隆 昌

観光商工課長 …………… 福 留 弘 明      保健課長 …………… 後 藤 英 紀  
観光商工課参事 …………… 齋 藤 淳      人権推進課長 …………… 松 田 博 明  
地籍調査課長 …………… 野 口 尚 登      住民生活課長 …………… 森 田 典 子  
会計管理者 …………… 岡 田 栄

---

#### 午前 9 時 32 分 開会

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

---

#### 開会・開議・議事日程

○議長（野口 俊明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は、16 人です。定足数に達していますので、平成 26 年第 3 回大山町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（野口 俊明君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、4 番 圓岡 伸夫君、5 番 遠藤 幸子君を指名します。

---

#### 日程第 2 会期の決定について

○議長（野口 俊明君） 日程第 2、会期の決定についてを議題にします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

---

#### 日程第 3 議案 58 ～ 日程第 13 議案 68 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 3、議案第 58 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町税条例及び大山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）から日程第 13、議案第 68 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度大山町索道事業特別会計補正予算(第 2 号)）まで、計 11 件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） おはようございます。それではご上程いただきました各議案に

つきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案第 58 号 専決処分の承認を求めることにつきまして、大山町税条例及び大山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、これにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、早急に大山町税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により平成 26 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告をし承認を求めるものでございます。

改正の主な内容といたしましては、地方法人課税の偏在是正等に伴う法人町民税の法人課税額割の税率の引き下げ、軽自動車税の見直しに伴う税率の引き上げなど法律改正等に併せて所要の改正を行うものであります。

なお、附則におきまして、施行年度及び経過措置を規定しております。

以上で議案第 58 号の提案理由の説明を終わります。

なお、以下議案第 59 号からの専決処分の承認を求めることの提案理由におきまして、先ほど議案第 58 号で説明させていただきましたところの文言、「地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 26 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。」というこの同文につきまして、今後少し省略させていただきたく存じますので、よろしく願い申し上げます。

それでは議案第 59 号 専決処分をいたしました大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行されることに伴い、早急に大山町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、規定により、平成 26 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、議会に報告をし承認を求めるものでございます。

改正の主な内容といたしましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額をそれぞれ 2 万円引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を 10 万円引き上げ 45 万円とするもの等であります。

以上で議案第 59 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 60 号 専決処分の承認を求めることにつきまして「平成 25 年度大山町一般会計補正予算（第 10 号）」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方譲与税等の譲与金・交付金及び特別交付税の額の確定、国庫支出金・県支出金の額の確定など、歳出では決算見込みにより、各款において増減調整が生じたことなどにともない、歳入歳出予算の過不足を調整をするために、規定により、平成 26 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、議会に報告をし承認を求めるものでございます。

この補正予算第 10 号は、既定の歳入歳出予算の総額から 3,517 万 6,000 円を、減額をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 109 億 2,985 万 6,000 円といたしております。

次に、第 1 表の歳入であります。各費目とも決算見込みによる増減であります。

歳入の特徴的なものとしたしましては、第 10 款地方譲与税から第 40 款交通安全対策特別交付金までの増減は、それぞれ額の確定による増減補正であります。第 55 款国庫支出金は 3,390 万 2,000 円の追加で、主なものは、第 10 項国庫補助金の総務費国庫補助金で、がんばる地域交付金 3,296 万 7,000 円の追加などあります。

次に歳出につきまして、ご説明申し上げます。

各款ともほとんど決算見込みによる減額であります。今回の補正で増額補正いたしました主なものにつきましてご説明を申し上げます。

第 10 款総務費では、総務管理費の一般管理費で、財政調整基金積立金 2,616 万 5,000 円、減債基金積立金 5,000 万円、公共施設整備基金積立金 5,000 万円、ふるさと応援基金積立金 29 万 7,000 円をそれぞれ追加いたしております。第 15 款民生費では、第 5 項社会福祉費の老人福祉費で介護保険特別会計繰出金を 647 万 3,000 円追加をいたしております。第 40 款土木費では第 10 項道路橋梁費の道路維持費で除雪作業委託料 410 万 1,000 円を追加いたしております。

人件費につきましては、明細書 41 から 43 ページにありますように特別職・一般職あわせて 1,159 万 6,000 円の減額であります。

以上で議案第 60 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 61 号 専決処分の承認を求めることにつきまして「平成 25 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 3 号）」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、歳入では、引込み工事負担金の増額、配当金の増額、一般会計繰入金の減額、歳出では、電柱使用料の増額が生じたことなどに伴い歳入歳出予算の過不足を調整するため、規定により、平成 26 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

この補正予算第 3 号は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 25 万 3,000 円を増額をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 5,825 万 9,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 5 款分担金及び負担金の 12 万円の増額は、新規加入者確定による引込工事に係る負担金の増であります。第 15 款財産収入 45 万 9,000 円の増額は、貸付料の算定基礎と

なる多チャンネル加入者数確定による I R U 貸付収入額の確定による増額であります。第 20 款繰入金 33 万 7,000 円の減額は、施設管理費の決算見込減により一般会計からの繰入金を減額するものであります。第 30 款諸収入 1 万 1,000 円の増額は、町道管理者による支障移転補償費の額の確定による減額、中海テレビ放送からの加入金収入と D ネット損害による復旧費用負担金の増額によるものであります。

次に支出につきましてご説明をいたします。

総務費 25 万 3,000 円の増額は、新規に発生した電柱添架料等の増額によるものであります。

以上で、議案第 61 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 62 号 専決処分の承認を求めることにつきまして「平成 25 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、歳入では、国庫支出金及び県支出金の額の確定など、歳出では、主に保健事業の増額が生じたことにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため、規定により、平成 26 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、議会に報告をし承認を求めるところでございます。

この補正予算第 4 号は、既定の歳入歳出予算の総額を 23 万 4,000 円増額をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 23 億 3,381 万 1,000 円といたしております。

歳入からご説明を申し上げます。

第 5 款国民健康保険税 264 万 4,000 円の増は、一般被保険者分、退職被保険者分などの分、それぞれ収納額の見込みによるものであります。第 15 款国庫支出金 1,673 万 3,000 円の増は、主に財政調整交付金の額の確定によるものであります。第 30 款県支出金 1,042 万 2,000 円の増は、財政調整交付金の額の確定によるものであります。第 35 款共同事業交付金 883 万 5,000 円の増額は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の額の確定によるものであります。第 50 款繰入金は、一般会計繰入金を 140 万円、国保基金繰入金を 4,000 万円の減額といたしております。第 55 款繰越金は、前年度からの繰越金で 300 万円の増としております。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 10 款保険給付費 210 万円の減は、出産育児一時金の減額見込みによるものであります。第 40 款保健事業費では、人間ドック健診委託料を 192 万円追加いたしております。第 90 款予備費は、41 万 4,000 円の増とし、歳入歳出の調整を図っております。

以上で、議案第 62 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 63 号 専決処分の承認を求めることにつきまして「平成 25 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号）」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、歳出における不用額の整理に併せて歳入の減額を行うものでございまして、

規定により、平成 26 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、議会に報告をし承認を求めるものでございます。

この補正予算第 4 号は、既定の歳入歳出予算の総額から 580 万円を減額をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 6,524 万 9,000 円といたしております。

まず、歳入からご説明を申し上げます。

第 30 款繰入金 580 万円の減額は、歳出の減額に伴う調整によるものであります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

第 5 款総務費の 80 万円の減額は、職員手当の不用額によるものであります。第 10 款医業費の 500 万円の減額は、医薬材料代の不用額によるものであります。

以上で、議案第 63 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 64 号 専決処分の承認を求めることにつきまして「平成 25 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、保険料の実績による増額が見込まれるため、規定により、平成 26 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、議会に報告をし承認を求めるものでございます。

この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 96 万 5,000 円増額をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 9,303 万 1,000 円といたしております。

歳入からご説明申し上げます。

第 5 款保険料 46 万 5,000 円の増額は、実績に伴う現年度分特別徴収保険料の減額と現年度分普通徴収保険料の増額によるものであります。第 20 款繰入金 50 万円の増額は、一般会計からの事務費繰入金の増額であります。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 10 款後期高齢者医療納付金 96 万 5,000 円の増額は、実績に伴う保険料等負担金の増額であります。

以上で、議案第 64 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 65 号 専決処分の承認を求めることにつきまして「平成 25 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、歳入では主に一般会計繰入金、歳出では主に保険給付費の増額が生じたことにともない、歳入歳出予算を調整するため、規定により、平成 26 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、議会に報告をし承認を求めるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 605 万円を増額をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 21 億 7,610 万 2,000 円といたしております。

歳入からご説明を申し上げます。

第 5 款保険料 331 万 5,000 円の増は、介護保険料の実績見込による増額であります。

第 15 款国庫支出金 395 万 1,000 円の減は、主に財政調整交付金の交付額確定による

減額であります。

第 30 款繰入金 647 万 3,000 円の増は、主に保険給付費の実績見込による町負担分の増額であります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款総務費 100 万円の減は、連合会負担金、介護認定調査費の実績見込による減額であります。第 10 款保険給付費 705 万円の増は、介護給付費の実績見込による増額であります。

以上で、議案第 65 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 66 号 専決処分の承認を求めることにつきまして、「平成 25 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、歳入では、一般会計繰入金の減額、歳出では決算見込みにより、各款において減額調整が生じたことに伴い、規定により、平成 26 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、議会に報告をし承認を求めるものでございます。

この補正は、既定の歳入歳出の総額からそれぞれ 261 万円を減額をし、歳入、歳出それぞれ 4 億 5,644 万 4,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 25 款繰入金 261 万円の減額は、事業費の精査に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款事業費 261 万円の減額は、委託料など事業費の決算見込みによる減によるものであります。

これで、議案第 66 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 67 号 専決処分の承認を求めることにつきまして、「平成 25 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、歳入では、一般会計繰入金の減額、歳出では決算見込みにより、各款において増減調整が生じたことに伴い、規定により、平成 26 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、議会に報告をし承認を求めるものでございます。

この補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 400 万円を減額をし、歳入、歳出それぞれ 4 億 623 万 1,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 20 款繰入金 400 万円の減額は、事業費の精査に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第5款事業費401万3,000円の減額は、委託料の確定など事業費の決算見込みによる減によるものであります。第15款諸支出金1万3,000円の増額は、下水道使用料還付金の増によるものであります。

これで、議案第67号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第68号 専決処分の承認を求めることにつきまして「平成25年度大山町索道事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山スキー場の今シーズンの決算見込みによる歳入歳出予算の過不足を調整するため、規定により、平成26年3月31日付で専決処分をいたしましたので、議会に報告をし承認を求めるものでございます。

本補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,006万5,000円を減額をし、歳入、歳出それぞれ2,099万4,000円とするものであります。

補正内容について歳入からご説明を申し上げます。

第15款繰越金を191万円増額いたしております。第20款諸収入の雑入1,197万5,000円の減額は、だいせんホワイトリゾート中の原エリアの営業実績見込みによります指定管理納付金の減額であります。これは、入り込み客は微増であったものの、平日利用者の比率が大きく増えたため、経費率が高くなってしまいましたこと、また、中の原エリアへの大規模投資による経費増が重なったためであります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第5款索道費921万1,000円の減額は、リフト敷地賃借料219万3,000円、索道事業基金への積立金701万8,000円の減額であります。併せまして、第10款予備費を85万4,000円減額いたしているところであります。

以上で、議案第68号の提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野口 俊明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから、議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（大山町税条例及び大山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（野口 俊明君） 9番 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 税条例でですね、消費税も上がりまして、またこの軽自動車税が上がってくるというような、消費税は国税でございます、町民の負担が増えてくるということになるわけですが、軽自動車税は町税でございますが、町の税条例で上がった分で、どのくらいの収入増になるか教えていただきたい。

○町長（森田 増範君） 議長。

- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） はい。専決処分の議案につきまして、それぞれこれから担当の方より述べさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。
- 税務課長（野間 一成君） 議長、税務課長。
- 議長（野口 俊明君） 野間税務課長。
- 税務課長（野間 一成君） 税条例改正に伴います税額の増ということでございますが、施行年度が27年度でございますので、26年度には増額はございません。27年度には二輪の関係、それから小型特殊の関係等の税率改正がありますので、200万程度は増額になるのではないかというふうに見込んでおります。以上でございます。
- 議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。
- 議長（野口 俊明君） 野口 昌作君。
- 議員（9番 野口 昌作君） 26年度には影響無いということでしたね、今ね。私26年度からだと思っておりましたけれども、27年度の分を専決しなければいけない。ということはどういうことなんでしょうか。また4月からの定例議会に提案されても結構なことではないかと思いますが、どうですか。
- 税務課長（野間 一成君） 議長、税務課長。
- 議長（野口 俊明君） 野間税務課長。
- 税務課長（野間 一成君） ご指摘のところもごもっともかと存じますが、税法の改正に伴います税条例の改正は、本年4月1日から施行される部分もでございます。軽自動車の関係は、先ほど申し上げたような年度からの施行でございますが、それぞれこれは、税法に伴っての改正でございますので、3月31日で専決をしたものでございます。
- 議員（9番 野口 昌作君） ちょっともういっぺん。9番。
- 議長（野口 俊明君） 野口 昌作君。
- 議員（9番 野口 昌作君） そうすれば、ほかのものと一緒にしてしまった国の方から、今回の専決でやらなければいけないということが下りてきたのか、まあ、今回の税条例の改正があるんで一緒にしてしまったのか、その点はどっちですか。
- 税務課長（野間 一成君） 議長、税務課長。
- 議長（野口 俊明君） 野間税務課長。
- 税務課長（野間 一成君） 地方分権の時代でございますから、国のほうから専決でしなさいとか、しなさんとかいうようなことはございません。で、税条例の改正は税法の改正に伴っての改正でございますので、議論をいただくことはいただくにしても、変更される余地というのはまずございませんので、4月1日からの施行に併せての分と併せて、すべて専決で処理したところでございます。
- 議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。
- 議員（3番 大杖 正彦君） 議長、3番。

- 議長（野口 俊明君） 3番、大杖 正彦君。
- 議員（3番 大杖 正彦君） 法人税率の引き下げについて（「うるさい」という声あり）100分の12.3から100分の9.7になることで、税収がどれくらい減額になるか、なる見込みになるか教えていただきたいと思います。
- 税務課長（野間 一成君） 議長、税務課長。
- 議長（野口 俊明君） 野間税務課長。
- 税務課長（野間 一成君） この改正も26年10月1日からの事業年度にかかる法人税額に伴う法人税割の金額でございますので、27年度にも影響があるやなしや、28年度、あっても平年並みになるのは28年度からでございますので、具体の計算はしておりません。以上でございます。
- 議長（野口 俊明君） いいですか。
- 議員（3番 大杖 正彦君） 議長、3番。
- 議長（野口 俊明君） 大杖 正彦君。
- 議員（3番 大杖 正彦君） それでは、現状100分の12.3%、現状の税収額が分かれば教えていただきたいと思います。
- 税務課長（野間 一成君） 議長、税務課長。
- 議長（野口 俊明君） 野間税務課長。
- 税務課長（野間 一成君） 正確な数字を把握しておりませんが、法人税割が5～6,000万ではなかったかと思っております。
- 議長（野口 俊明君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。
- 議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。
  - 議長（野口 俊明君） 7番、大森 正治君。
  - 議員（7番 大森 正治君） この条例改正につきまして、私は反対の立場で述べたいと思います。

私たちの今の暮らし、国民そして町民の暮らしを見たときにですね、賃金は相変わらず上がりません。中央のほうでは大企業は上がってる、上がってるといいますけども、このあたりでは一向に上がる気配がない。そして、年金は引き下げられております。ですから家計の収入というのはもう減るばかりであるわけですが、その逆にですね、この4月から消費税が増税され、そして物価も上がっておりますし、そして医療費も上がるというふうに、家計の負担はますます増えるばかりであるわけです。こういう中でですね、いくら国の法律で決まったことだからといいますが、この特に軽自動車税の税率、

これが現在よりも 1.25 倍から 1.5 倍ですか、大きな増加をするわけですが、これは大きな負担になるといったらやっぱり負担になります。そういう条例に私は反対せざるをえません。ですから、こういう条例をいわば私は改悪と思いますので、そういうふうな専決には不承認をせざるをえません。以上です。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。他に討論はありませんか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番、反対討論。

○議長（野口 俊明君） 9 番、野口 昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） 私は、この専決処分ということについての町長の考え方、これは非常におかしいということからですね、この専決処分について反対いたします。

専決処分、さっきの町長の説明のなかで、179 条についての説明は、これからは説明のなかでは入れないようにするというようなことがございましたが、179 条、結局今のですね軽自動車税の改正なんかは 27 年度来年の 4 月からの施行で（「ちょっと静かにお願いします」と呼ぶ者あり）ございますから、まだこれから 26 年度の間、議会を開くのは定例会でも 4 回あるわけでございます。179 条では、議会が大体決めるのが本来のものを、議長が、どうしてもやむを得ない、あ、町長がですね、どうしてもやむを得ない決定することだということになつとるわけです。結局 3 月 31 日付で、国の方の法律が変わって、うちの方で専決しなければならぬというような時はやらなければいけないわけですがけれども、1 年間もまだ間がある、いつでも定例会でも提案して、議員が十分に討論して、そしてそれが、妥当だということで決定していくのが本来なんです。それをなんで 179 条のどこが引っかかって、179 条のどこに引っかかって、専決処分するのか。わたくし、今の件もですけど、大体に全体的に専決処分の考え方がおかしいという具合に考えております。

そういうことで、この専決処分につきましては、町長の姿勢、非常におかしいものがあるということから、反対いたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 58 号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 58 号は、承認することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） 次に、議案第 59 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番、圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 2 条の 3 と 4 項についてお聞きしたいと思います。

3 項ではこれまでの課税上限額が 14 万から 16 万に、4 項ではこれまでの課税上限額が 12 万から 14 万円に上がるわけですけれども、この対象になる世帯はどれぐらいになるのかお聞きしたいと思います。

○税務課長（野間 一成君） 議長、税務課長。

○議長（野口 俊明君） 野間税務課長。

○税務課長（野間 一成君） お答えいたします。課税限度の超過世帯の対象件数は、把握をしてございません。ただ、国民健康保険税の調定のなかでの数字でいきますと、2.7%ないし 3.6%の世帯がその限度額を超過した世帯というふうな数になってございますので、それで、そのあたりだと思っております。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 今現在ですね、結局 3 項についてはようは 14 万、4 項については今現在 12 万ということだというふうに理解してますけども、今現在この上限額に達している世帯というのはどれぐらいでしょうか。

○税務課長（野間 一成君） 議長、税務課長。

○議長（野口 俊明君） 野間税務課長。

○税務課長（野間 一成君） 先ほど申しましたように、支援金分でいきますと 2.7%で 78 世帯です。それから、介護納付金の関係でいきますと、57 世帯が該当になってございます。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他にありませんか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番、野口 昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） これもいわゆる増税の分でございます。アベノミクスですね、今日は増税ばかりの話になってくるわけでございますが、これは、金額でどのぐらいの増税になりますか。保険料の金額がこれを適用した場合に、どのぐらい自然に上がってくるということになりますか。26 年度予算ではどういうことになるのか、ちょっとお尋ねいたします。

○税務課長（野間 一成君） 議長、税務課長。  
○議長（野口 俊明） 野間税務課長。  
○税務課長（野間 一成君） 26 年度では、具体の数字が出ておりませんのでなんとも申し上げられませんが、限度額を 2 万円引き上げて、これが何世帯該当するかということでございますので、10 世帯あれば、20 万。先ほど申し上げました現在の数字でいきますと、支援金分でいきますと 78 世帯でございますので、これの何軒かが該当になってくるとは思いますけれども、78 世帯全部がこの 2 万円引き上げたところですべて対象になるということであると、156 万円の増額になるのではないかというふうに思っております。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（7 番 大森 正治君） 議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） 7 番、大森 正治君。

○議員（7 番 大森 正治君） この条例によりましてもう 1 点、ポイントがありますけれども、低所得者対策ということで、軽減世帯が拡大すると、5 割軽減、それから 2 割軽減の世帯とね。この改正によりましてどれくらいの世帯が拡大されたのでしょうか。

○税務課長（野間 一成君） 議長、税務課長。

○議長（野口 俊明君） 野間税務課長。

○税務課長（野間 一成君） 申し訳ございませんが、これも具体の数字は計算できてございません。

○議員（7 番 大森 正治君） はい。ざっとでいいんですけど。それもわかりませんか。

○税務課長（野間 一成君） わかりません。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 59 号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 59 号は、承認することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） 次に、議案第 60 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度大山町一般会計補正予算（第 10 号））の質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番、野口 昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） この関係でですね、まず人件費のほうの削減が行われておりますが、いわゆる期末手当なんかの削減が行われておりますが、この期末手当のですね、削減になった原因となっているのは、いつごろ 4 月の異動から私はなっているのではないかという具合に思ったりしますが、その辺をどうかということをちょっとお尋ねしたいわけですし、それから、これも専決処分で、179 条を使って専決処分したということでございますが、町長として、この中で 179 条を使用して、この専決処分をしなければいけない。その中で町長が言っておられたのは、決算見込みで専決処分したというようなこと言っとられますが、専決処分が、決算見込みで専決処分するというようなことは、地方自治法に無いはずなんですよね。無いのを適用して、町長が勝手に、議会にかけなければならぬものを、かけずに勝手に自分で決定していく。ねえ、そういうことって本当はないと思うんですけども、町長そのへんの考え方はどうかということ、179 条をどういう具合にとらえているかと、いわゆる議会の開会、開くいとまがなかったという。

それからもう一つは、この 3 月 6 日の日に補正予算が通過しとる、提出して、たしか 3 月 6 日がそうでなかったかと思うんですけど、これでは、増額をですね、一般会計ではこの、2 億 366 万 4,000 円を増額してある。3 月 6 日にですよ。それを今回の補正では、3,517 万 6,000 円を減額している。それで 3,517 万 6,000 円を減額しているわけだけども、この減額するまでにまだ積立金として 1 億 2,000 万ぐらい見てあって、だいたい 1 億 6,000 万ぐらいの減額になっとるわけだ。今回のこの金額的に言えば。そういうことですね、3 月の議会で、2 億ほど増額しといて、3 月 31 日に。また 1 億 5,000 万ほど削る。これあまりにも予算の決定、予算の算定の仕方がおかしいでないか、私は本当これ疑問に思うですわ。その点をお答えいただきたい。

もうひとつ、歳出予算の中で専決されとりますところの、財政調整積立金 2,616 万 5,000 円、減債積立金 5,000 万、公共施設整備基金積立金 5,000 万円、これ町長、積み立てますとさっき演壇で述べられましたが、これ本当に専決されましたので、これ本当にやられますか。去年はこれ、専決で決定しといてもやってない。去年の予算は。そういうようなことまた繰り返す、なんかね、もう専決自分で決めておいて、自分で決めたことやらないというやなことですからね、それが 1 億からの金をやらないということですから、どういうことなのか。そうして、もうひとつ言えば、消防費なんかは 3 月の

定例会では全然減額してない、今回ですね、災害がなかったから減額しとられるんだと思うけども、これらを減額しといて、積立金のほうに回るような格好にしなからまた積立はしない。なんかもう議会を愚弄するも馬鹿するもほどがあるということだと思っんですよ。やっぱり災害がなかったんで、災害がなかったために、金がいらなかった、消防費がいらなかったと、そういうことで、この消防費を決算のときにこれだけ不用額がでましたという話ならいいですけど、消防費を減額した、その減額した金を積立金に回す、その積立金は自分が決裁しながら、専決しながら、実際にはやらない。どうも内容を精査してみるとそういうようなことが分かってきましてですね、この点をちょっとお尋ねいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） たくさんの項目のご指摘がありましたので担当から答えさせていただきますが、先ほどの質問のなかで、議会を非常に愚弄しているというようなご発言がありました。まったくそのような考え、思いはございませんので誤解だと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） ただいまたくさん質問をいただきましたが、まずは人件費の分の期末勤勉手当に関してですけども、この部分ですけれども、例年、時間外手当等です、年度末に足りなくなる部分がありまして、今回、時間外手当もかなり残っていますが、例年かなり調整が必要になりますので、その部分のために職員手当の期末勤勉をある程度確保しているということがひとつあります。そういうような状況がひとつございます。

それから、3月の補正でかなりの補正額2億5,000万近い補正をしたのに、今回かなりの減額だ、ということですけども、内容が2月の場合、名和中学校の改修、それから県営の畑総合事業負担金これが5,500万等で、そういうものでかなり上がっていますので、それがまるまる減額になるというわけではございません。で、今回、言われますように1億2,000万程度ですか、不用額が出ておりますけれども、これにつきましては、全体の事業費の中で、不用額が出たという形でございます。3月の補正、これが2月の段階で取りまとめますので、その中でうまく精査が不十分であったと思われる部分はあるかもしれませんが、そういう状況でございます。

それから、基金の部分ですけれども、決算の部分と専決の部分で例年違うじゃないかと言われておりますが、専決の部分で、その不用額を持っていくところは、基金の部分か予備費の部分にあてるしかございませんので、現在のところは、基金のほうにあてさせていただきます。

今年度につきましても、財政調整基金、今回2,400万ほど積んでおりますけども、この財政調整基金の分につきましては、決算の中で、次年度の繰り越しもございますので、最終的には調整をさせていただくことがあるというふうには考えております。以上です。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（野口 俊明君） 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） まずは、町長にこの専決処分は179条にのっとった、専決処分をしたということですから、本当にこの決算見込みというのが179条に該当する考え方なのか、私はおかしいと思うけども。そのへん町長の考え方を聞かなければいけません。

それともうひとつ言われた、期末手当を時間外手当のほうにでも回す考え方があったと、こういう考え方が成立しますか。私は成立せんと思うけど、その点もちょっと伺いたい。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） まず・・

〔「町長に尋ねていると言っている」と呼ぶ者あり〕

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 説明員として出席させていただいておりますので、答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） まず専決の考え方ですけれども、表現の部分がございしますが、専決につきましては、基本的には3月年度末の時点です。足りない部分について補正をさせていただくということが基本でございします。不用額を落とすということにつきましては、それにもなっていくということで、言われますように、決算の段階でそれを整理するという方法もあるというふうには考えております。

時間外につきましては、当初から時間外手当の方を余裕をもったふうに例年組んでおりませんので、最終的な部分で年度末等時間外が増える場合もございしますので、その場合、流用が可能なところからささせていただくということで、ある程度のものを残しているというのが今までの状況でございします。

それから、はじめのご質問にお答えしたときに、お答えが不十分でございました。消防に関しましては、言われますように緊急時ということで、担当の方が残しておったということがございしますが、これは僕の方の、まあきちんとその状況を把握しておりませんので、できるだけ3月に向かってですね、2月時点で精査していくというのが必要

だったというふうに考えておりますので、消防につきましては、非常にその判断が甘かったというふうに考えておりますので、これは次年度以降気を付けたいというふうに思います。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（野口 俊明君） 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 今答弁のなかで、時間外、期末手当を時間外手当に回すような場合もあったというようなことでございますが、今回は時間外手当400万減額になっておりますね。今回の専決ではね。400万ほどになっております。なんかあの、期末手当を時間外手当に回す、というようなこと、それから400万も今回時間外手当を削減しながらですね、専決ですよ、しかも、そうしといて、回すことを考えていた、時間外手当を。まあ、このなんというか予算の考え方・立て方というものはねえ、私非常にもう不信でかなわん。それでですね、歳出予算でですね、農林水産業費がですね、3月6日の補正予算では2,572万5,000円増額になっておる。今回の専決では、3,809万2,000円減額になっている。こういうなんか予算の見積もりのずさんさ、見積もった3月の時点で見積もった事業、やらいや、やらいやって言って事業見積もったかしらん。それができなんだかしらんけれども、最後まで、もっと、ならやる努力がなかったではないかと、いう具合に思ったりするわけでございます。

それから、商工費にしても3月の6日の時点で1,922万9,000円減額になつとる。それが今回の専決で607万円減額になつとる。なぜ、3月の時点で600万もの減額の額が分からなんだか。教育費については、3月の最終予算で1億2,611万1,000円増額になつとる。今度は、1,084万8,000円の減額になつとる。まあこれはあの請負減かなんかがあるかもしれせんけれども、そういうようなことがあったりしとるわけでございますけれども。公債費についても1,361万7,000円、3月で減額になって、この専決で25万円の減額になっている。その減額の、なんちゅうかその数字、そういう精査した数字というものを3月の時点で、なぜつかめないのか。この議会費についても3月の時点で174万9,000円減額になつとって、今回20万6,000円減額になつとる。これは、人件費については、総務の方がやつとるから議会にはわからないわけだけれども、なぜ3月の時点でこの20万6,000円の金額が分からなんだか。これ不思議な。期末手当の減額があるようだけれどもこれも不思議な。なぜそういう数字をしゃんしゃんしゃんしゃん、はじいて3月の補正予算の時に出さないのか。これらについてちょっとお尋ねいたします。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 予算の3月予算の時の締切の時期とですね、それから専決等の時期の間、約1か月半から2か月ございます。その関係で差が生じております。人件費につきましても、総予算の中で議会のほうで予算の承認をいただいているものという

のは、給与・諸手当というものは、人件費として議会のほうにかけさせていただいて、その人件費部分というのは流用可能な費用だというふうに解釈しております。その関係で不足分が発生しないような項目から、発生しないように支払いがきちっとできるように、給料関係は予算流用させていただいて、支払いをさせていただいておるところでございます。

それから、各項目で、各予算のなかで増減がございますけども、同一事業費について見直しをして減らしたあるいは増やしたというのは基本的にはないというふうに思いますが、例えば、学校の方で中学校の改修で1億4,000万ほど増やした、けどもその同じ項目で1億4,000万に対して減額をしたということはないはずで、いろいろな事業をそれぞれの時点時点で見直しをしながら、適正であろうというふうな金額のものを予算計上させていただいて、議会の方に提案をさせていただいているつもりでございます。従いまして、提出時点、議会の方に提出する時点時点で精査をしながら、議会の方には提案をさせていただいているということでご理解願いたいというふうに思います。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番、大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 私もですね、野口議員の質問に関連してですけども、中身についての質問をする前に、その前提であるこの専決処分をなぜしなければならなかったのか、はっきり分からないんですよ。いま執拗に、野口議員言っておられますけれども、端的に答えていただきたいと思うんですね。専決処分は議会を招集する時間的がなかったときにせざるを得ないんだという大前提があるわけですが、どうもそういうことはなかったんじゃないかと。開こうと思えば、招集しようと思えば招集できたんじゃないかと思うんですけども、それをなぜ、専決処分という形に、この一般会計をですね、その他特別会計もたくさんあるわけですが、しなければならなかったのか。本当に素朴な疑問としてありますので、そこを明快に答えていただきたいと思います。

それから、次に、内容について、具体的に質問したいと思いますが、先ほどの全協で7ページにある地域少子化対策強化事業につきましては、説明がありましたので理解できましたが、その他、ちょっと不信に思う事業があります。先ほど副町長も答弁がありましたけども、これ何ページかいね、10ページにあります、教育債で、収入のほうですけども、義務教育施設整備事業、名和中の大規模改修ですね、これについて、3,100万円ほどの収入が減になっておりますけども、そうするとこれについて、支出も関連して減っていかざるをえないじゃないかと思うんですけども、どうも見る限り、その辺の歳出にですね、関連した項目がないわけですけども、学校管理費になるんでしょうか、これはなぜなのかなという、私の理解が悪いのかもしれませんが、わかりやすいように説明してください。

それから18ページです。社会福祉総務費のなかの節20のなかに扶助費がありますが、

明細では、説明では特別医療費 1,100 万円の減額になっておりますけれども、これはなぜだったのか。見積もりが適切でなかったのか、どうなのか。実際に実績がなかったということかもしれませんけれども、これ、内容はあれですよ、中学校までの医療費のいわゆる無料化の部分だと思いますが、そういうふうに理解しておりますけれども。それです、じゃあこの特別医療費、実際の使われた人あるいは額、利用された額はどうか、その実績を示してください。これだけ少ないということは、そんなに病気にかかる人が、子どもたちがいなかったのか。あるいは周知不足、つまり PR 不足もあるのではないかと。というふうなことも考えられるんですけどもどうでしょうか。

その他ははっきりしない部分もありますが、たくさんになりますので、以上にしておきたいと思いますが、今の野口議員に関連しても消防費の 33 ページにありますけれども、西部広域行政管理組合負担金が 1,000 万円も減額になっておりますけれども、ちょっと内容がはっきりしませんので、わかりませんが、なぜこんなに減額になるのか、当初から見込むことができなかつたのか。その他たくさんありますが、とりあえずそれについて、お答えください。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） まず、今回専決処分しないといけなかつた理由はということですけども、減額のほうは、すみません。まずは支払いのほうです、先ほどの町長の方の提案理由でもございましたが、介護保険特会のほうの 647 万の繰り出し、それから、土木費のほうの除雪委託料の 410 万、この支出が伴いますので、一番の理由はこれを支払うための増額をするために、専決処分が必要だということで、専決をさせていただいております。

それから学校の起債が減っているという部分でございますが、6 ページの国庫補助のほうを見ていただきますと、がんばる地域交付金というものが入っております。3,296 万 7,000 円。これが、25 年度の国の事業で名和中学校の大規模改造とですね、畑かんのほうがこの事業の対象になりまして、これを 3 月の補正で上げておりましたが、それに対応した金額が 1 億 9,892 万円ほどの金額、工事費になりますけれども、これに対して、約 3 割から 4 割のがんばる地域交付金ということで、国の方から助成が来るということが分かりましたので、今回、6 ページのほうの国庫補助を上げてですね、合併特例債のほうを減らしているという形になります。で、金額が若干違いますのは、学校の方に対象になる部分とそれから畑かんのほうで学校のほうに対象にならない部分がありますので、そのために若干違っておりますが、金額的には約 3,296 万 7,000 円の助成、それから、学校の方が、3,130 万の金額があたって、でまあ、だいたいそれで調整ができていう形になっております。

西部広域の負担金につきましては、先ほど野口議員さんのほうでも説明しましたけれ

ども、3月の段階で負担金が減っているということが、2月の段階で分かっておりましたが、担当等のほうがそれを落としておりませんでしたので、今回専決で上げさせていただいたというかたちになっております。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 持田福祉介護課長。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 特別医療費の減額についてご説明させていただきます。

特別医療費につきましては、お子さまだけではありませんで、大きく分けて6種類の対象があります。1つめといたしましては、重度心身身体障がい者の方、2つめが重度心身障がい者の方、3つめが精神医療・精神障がいの方に対する補助、4番目として特定疾病に対するもの、5番目、ひとり親家庭に対するもの、6番目に小児医療に対しての補助がございます。この中で、特に大きく今年減額いたしましたのが、重度心身障がい者の方に対する医療費助成が約200万程度減っております。それから一番大きいのが、小児医療の方の実績がですね、約1,000万近く減っております。ご指摘がありました周知不足ではないかということでございますが、これは前年度実績と比べますと若干は減っておりますけれども、今回減額させていただく大きな理由といたしましては、小児医療の部分に関して、当初予算の見積もりが若干大きかったのかなというふうに思っております。そこのところは、来年度以降ちょっと改善させていただきたいと思っております。以上です。

○議員（7番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 先ほどの持田課長からの答弁について、もう一度お聞きしたいんですけれども、特に小児医療関係の方のものが1,000万円ぐらい減だったということですが、これは予算の段階で見込みが適切でなかったということだろうと思うんですけれども。どうでしょうかね、周知の具合は十分にしているということでもいいんでしょうか。周知は十分にしているけれども、子供たちがそんなに病気にかかることがなかった、医療機関にかかることがなかったということで把握していいでしょうか。

そういうことがひとつと、それから、名和中の大規模改修については、その収入のほうの操作だけであって、支出のほうは何ら変わらないと、予定通り事業は実施すると、いうことでいいだろうかという確認。

それから最初に質問しましたこの専決処分の理由ですけれども、せざるを得なかった、今2項目についてどうしても3月31日までにしなければならぬということの説明だったんですけれども、じゃあそれだけを専決処分しても良かったんじゃないかというふうに単純に私は思うんですが、それ以外のものもたくさん専決処分にしなければならなかったのはなぜなのか。やはり、きちっと議会に提案して、専決処分でなくて、補正を決定すべきかなというふうに思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。よろしくお願

いします。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） まず、名和中の工事につきましては、議員おっしゃるとおり、事業内容には変わりません。財源を振り替えたというだけでございます。

それから、専決でたくさん出ているというのはですね、増額につきましては支払わないといけないので、予算組みが必要だと。減額につきましては、それに併せて減額をあげているということでございます。ですので、減額分につきましては、今回、例えば項目が多すぎるというのであればあげずに、決算の段階で整理するということがあります。きちんとある程度、出納閉鎖は5月末までになりますので、その後残ったものが決算で出てきますけれども、それまでにもある程度めどがついたものについては、今回専決で落とさせていただいたという形になっております。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 議長、福祉介護課長。

○副町長（小西 正記君） 副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 専決する日にちが3月31日でございます。その関係で、書類的には、3月31日付でまとめてそれで数字を出します。それから議会を招集してということになると当然、4月になってからの議会になりますから、予算というのは年度内に処理をするということが基本になっておりますので、3月31日にまとめて専決処分ということで処理をさせていただいておるところでございます。これまでも議会の中で決算の段階で不用額がたくさん出て、ご指摘を受けて、そういう数字も整理した方がいいというふうなご指摘があったというふうに思います。その関係で、町のほうとしては、10万円以上の不用額が見込まれるものについては、全部調整をしてこの専決処分ですらしてほしいと、やるというふうな方針を出しております。

議会の皆さまの方が、支出だけに整理せよということであれば、それは検討させていただきたいというふうに思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 先ほどこの専決処分ということについての、いろいろご指摘やご質問をいただいておりますが、先ほど副町長が申し述べましたように、議会の中で、特に決算時での不用額、かつて非常に多い額が出ていた経過もあった中で、目途がついたものについては、その時点で専決をして、決算時における不用額は減らしていく方向性のなかでの取り組みをすべきであるという、議会のほうからのご指摘やご意見をいただく中で、このような形で歩んできているものと私は承知しておるところでありますので、この点についてご理解を願いたいと思います。

- 福祉介護課長（持田 隆昌君） 議長、福祉介護課長。
- 議長（野口 俊明君） 持田福祉介護課長。
- 福祉介護課長（持田 隆昌君） 大森議員の周知は徹底、図られているかというご質問にお答えさせていただきます。特別医療は、特に小児の方につきましては、出産と同時に手続きをしていただくことになっておりまして、特に周知で漏れがあるというふうには考えておりませんので。以上、答弁に代えさせていただきます。
- 議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。
- 議員（3番 大杖 正彦君） 議長、3番。
- 議長（野口 俊明君） 3番、大杖 正彦君。
- 議員（3番 大杖 正彦君） 減額補正が多く出てることはですね、事業の効率化を上げて、経費削減に努力されていることだと、現れだと思っておりますので、敬意を表しますが、14 ページ、企画費のなかで、若者移住定住促進助成金について、減額がされております。本町の人口減少対策の重要な課題でもありますし、積極的に遂行されるべき施策だと思っておりますが、減額されるその理由をお聞かせください。
- 建設課長（野坂 友晴君） 議長、建設課長。
- 議長（野口 俊明君） 野坂建設課長。
- 建設課長（野坂 友晴君） この助成金につきましては、山陰道の中山名和間が開通いたしました時に記念事業といたしまして、6 月議会におきましてご承認をいただいた事業でございます。10 口 1,000 万円で予算を組ましていただいたところでございますが、申し込みが2口、そして、支出が1口ということでございまして、残りの900万円を落とさせていただくということでございます。以上でございます。
- 議長（野口 俊明君） いいですか。
- 議員（10番 近藤 大介君） 議長10番。
- 議長（野口 俊明君） 10番、近藤大介君。
- 議員（10番 近藤 大介君） 何点かお尋ねします。

まずですね、大山町版ネウボラの関係の事業についてお尋ねをいたします。この事業につきましては3月定例会で、補正で予算がついたものだと理解しております。国の少子化対策強化交付金事業ということで行われるということでございましたが、このたびの専決で一部減額になっているということで少し詳しくお尋ねしたいと思っておりますが、そもそも、特に町民のみなさんにとってもネウボラとは何かというところがあるかと思っております。改めて簡潔で結構でございます、大山町版ネウボラとは何か、どのような事業かということをご説明をいただきたいというのが、まず1点。

次にですね、予算としては560万の事業費が計上してありましたが、結局先ほど本会議の前の全協で少し説明がありましたけども、国の補助の申請、審査の段階で560万予定していた事業のうち補助がかなり削られたということで、結果として106万の事業に

留まるということのようでございます。2割しか国の方の補助の予算がつかなかったということですが、8割もカットになったということの理由とか事情について、少し説明をお願いいたします。

それからもう1点、今度は別の話でございますけれども、先ほど来、専決のことについて非常に質問がたくさん出とるわけですが、そもそも専決とは何ぞやというところから質問が出ているわけですが、先ほど大森議員の質問に答える形で町長が、専決での予算の削減が多いということに関してですね、これまで議会で決算時などで、不用額が多いという議会からの指摘があったということを受けて、決算見込みということで、減額の専決補正をしているんだということが、説明がありましたが、ちょっと私はそれっていつの話なんだろうなというところで、いつどういう経過でそういう指摘であり、要望でありが、議会から出たのかちょっと私は定かでないなと思っております。平成何年の議会での意見なり、要望として受け止めておられるのか、少し詳しく、町長のご認識をお聞かせください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 3点質問いただきました最後の点について、説明させていただきます。私も議会におったときだと思っておりますけれども、いつということについては、たぶん議事録か何かを調べなければ分からないかなと思いますけど、たぶんこのことについて記憶のある議員の方もおられるんじゃないかと思いますが、非常に決算時の時に不用額が多いということの中で、決算時までではなくて、やはりその、ある程度分かってきた段階の中で目途がついたものについては処理をしていくと、適切な対応をしていくということの中で、この専決でのやり方ということに移行してきたと私は思っているところであります。いつということについては、本当にひも解いてみなければ分からないと思っておりますけれども、たぶん議会のみなさんの中にもこのことについては、ご記憶の方があられるのではないかなと思っております。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 失礼いたします。ネウボラの趣旨ということでございました。ネウボラという言葉は、フィンランドでの子育ての支援制度であります。妊娠から出産・子育てに関する支援がワンストップで受けられる、という仕組みでございます。フィンランドの場合は行政主導であります。日本の場合は、支援する機関が民間にも含め、多岐に渡りますので、同じ制度というわけにはなりませんけども、日本でもこういう体制を作っていこうということが、いま国のほうでも議論されたりしておるところでございます。そういったことを受けまして、大山町ではそういう一貫した支援体制の構築を目指すと、ということで今回の具体的な事業として計画をしたところでござい

す。

もう1点、大山町で計画をいたしました約560万円の事業が、100万あまりのほうにカットされた、その理由ということでございます。これは、国の緊急対策の事業といたしまして、国も補正、県も補正という対応で、3月の議会で補正を組ませていただいたところであります。

国の予算は全体で31億ということでございましたが、はじめにこの情報を国の方からも得ておる中で、早く手を上げれば、これが採択される可能性が高いということで、例えば新年度になってからの申請ということも選択肢としてはありえたんですけども、先ほど言いましたようなことで、大山町としては最も早いところで手挙げをしていたところでございます。結果につきましては、大山町のみならず多くの自治体が大幅なカットをされたということでございます。ちなみに県内では9つの市町村がこれの手挙げをしたわけですけども、9つのうち5市町村はゼロの査定でありまして、大山町は一部でございますけども、予算があと4つの市町村には入っているということでございます。このような理由で、今回、大山町も予定をしたものが、大幅に審査から落ちているということでございます。以上でございます。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤 大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） まず、専決全般ということになるんですけども、町長もいつの議会だったか定かでないというようなことだったと思います。まあ、思い込みということもあるのではないかなというふうにも思いますし、いつどういう形で、その議会としてそういう声があったのかというのは、やはり整理しておいていただきたいなと思いますし、不用額が発生したらきちんと分かった時点で減額すべきものではないかなと思いますので、当然専決せざるを得ない状況もあろうかとは思いますが、3月定例で出せるものは、3月定例の時点できちんと増減を見通しを立てて、3月定例の補正で対応していただくべきではないかなと思うんですが、その辺のお考え方を再度教えていただきたいことがまず1点。

それからネウボラに関してもう少しお尋ねをいたします。

10割補助ということで、全国から手挙げもたくさんあつただろうなと思いますし、それに併せて予算が削られるというのもやむを得ないというところも感じるわけですが、今の答弁に関して、企画情報課長がお答えいただいたわけですが、ネウボラということは子育て支援をワンストップで住民サービスとしてやっていくんだと、その体制づくりだと理解しました。そのことに関して、企画情報課長が今ご答弁いただいたんですが、全般的な取り組みはこれからになるかと思うんですが、一応基本的には、ワンストップでやる事業ということに関して、今現在やろうとしている事業は、幼児教育課の分野であつたり、それから、保健課、保健師さんの関係の事業とか、今現在は多課に渡ってい

るんですけれども、今後は、当面は企画情報課が主管として取りまとめながら、やっていくんだということで理解していいのかということが1点。さらには、そういったワンストップでの実際の事業が、いつぐらいからサービス開始になるのか、その辺の見通し、実施時期の見通し、これについてもお答えをお願いいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） いくつか質問をいただきました。専決の関係について、近藤議員も先ほどご指摘いただいたところではありますが、本当に私が議会におったときでありますので、その時であったという具合に思っております。特にこの専決の問題については、以前にも野口議員の方からも盛んにご指摘をいただいていたところでありまして、当時からも専決をすべきではない、やっぱり決算時で不用額等々があるならば、それはその時にしっかり出すべきだというようなご指摘の中での、専決に対してのご質問やご質疑をいただいたような記憶がしております。今日もそういった視点の中でのご発言ではなかったのかなと思っておりますが、先ほど近藤議員おっしゃいましたように、ある程度目途のついたものについては、やはりその時点での対応をしていくということと同時に、かつての段階で非常に多い不用額の決算をしていたことを、改めて決算時には近い額についてのもを出していくという姿勢のなかでの動きであるということでもあります。併せまして、これも総務課長の方から話がありましたように、3月定例議会に出させていただきます議案、これは2月の段階で、早い段階で取りまとめをさせて、締めをしてしまいます。それをまとめながら、数値をまとめながら、議案として出させていただきますということでありまして、副町長が申し上げましたように、1か月半から2か月の期間の間が出てまいります。そうした期間のものを含めて、3月末での専決の処理ということのやり方をさせていただいているということでもありますので、ご理解を願いたいと思います。

それからネウボラということについてのご質問をいただきました。非常に厳しい国の方での審査ということの中で、たくさんの自治体が期待をしながらいろいろな提案をさせていただいたところですけども、厳しい中での結果となりました。それでも町としてやっていきたいということで出させていただいておりますものの一部が、まず、認めていただきましたので、それについてはしっかりとやっていくということと同時に、この概要の中にも12の事業を組み込ませていただいております。説明でもさせていただいたと思っておりますけども、中身の精査をしながら、このいわゆるワンストップの仕組みづくり、子育て支援へのワンストップの仕組みづくり、これを構築していくということについての、目指して取り組みを進めてまいりたいと思っております。6月の議会の中で、補正予算という形のなかでのご提案も改めてさせていただくということになろうと思っております。取り組んできましたこの事業については、国の予算がつかない部分があっ

ても、町として、議会のご理解をいただいて、なんとしても進めてまいりたいという具合に考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。タイムスケジュールの関係については、担当より答えさせていただきます。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 失礼いたします。先ほどの説明で少し不十分でしたので、誤解があったかと思えますけど、フィンランドでは、ワンストップのサービスがなされております。ネウボラといういわば、妊娠、出産、子育ての地域包括支援センターというような趣旨の施設がございますので、そこでワンストップでできているということがございます。しかしながら、日本ではいろいろな施策が行政機関ももちろんですけども、医療機関、各種団体等、多岐にわたっております。

したがって、フィンランドのそういったワンストップの仕組みをそのまま日本に持ってくるということは、不可能であろうと考えておまして、これらを包括して連携する取り組み、これが日本版ネウボラということで位置づけられるものと思っております。こういう連携の形をどのようにして作っていくのかということ、今年度行います調査研究事業、そういった中で検討してまいり、ということがございます。町で行います事業につきましても、現時点で、企画情報課、幼児教育課、保健課の具体的にはそれぞれの事業に分かれております。これらをどこかの課にまとめるという考えではないということがございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤 大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） まあ、新しい言葉、新しい考え方なので、理解がなかなか個々追いついていかないのはやむを得ないのかもしれませんが、町長も今の答弁の中で、ワンストップの事業としてやっていくというような答弁をされたように私聞いたんですけども、担当課長の今の答弁では、フィンランドではワンストップでやるとるけれども、日本では、大山町ではワンストップでやる考えはないというふうにお答えになったと思っております。なんか答弁が食い違うなというふうに感じたわけです。まあそのあたりをどう整理していくのかということのお尋ねが1点。

それから、大山町ではワンストップでやるのではなくて、各課との連携でやっていくんだというようなお答えでしたけれども、じゃあこれまでは連携してなかったのかと、いうふうにも言いたくなるわけで、これまでもそれなりに連携をされていただろうと思えますし、じゃあそもそもネウボラってなんだいやっていうようなことにもなります。補助金がもらえるけんとりあえず手挙げしただけなのかと、いうふうなうがった見方もしたくなるわけで、結局、具体的にどういう姿を構築していくのか、特に、全く聞いたこともない言葉、単語がこないだ3月からポンと出てきているので、議員でも戸惑う、ま

してや町民の皆さんからしてみれば、ネウボラってなんだいや、ということだと思えます。そのあたり、やはり町民の方にも分かりやすい形で、本気で取り組むのであればですよ、ひょっとしたらこれがいい取り組みならんのかなという気もしたりしてるんですけど、本気で取り組むのであればやはり町民の皆さんによく理解していただけるような形で、事業推進する必要があるんじゃないかなと思うんですが、そのあたりの考え方について、2点ですね、再度お尋ねをいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 近藤議員の方からネウボラということについて、度々ご発言をいただいております、本当にありがとうございます。この言葉自体が本当に新しい言葉でありまして、これからたぶん町内にも、あるいは県内にも、たぶん全国にも広がって聞く言葉ではないのかなあと感じております。先ほど、このことについての話がありました。

まず、ワンストップということについての意味ですけど、私も少し舌足らずなところがあつたと、言葉が十分にお伝えできてなかったという具合に思っておりますので、説明をさせていただきますけども、基本的な考え方としては、子育て、こう妊娠されてから誕生、出産をしていく、あるいは育児をしていく、妊娠、出産、育児という形のなかでの切れ目のない子育ての支援、仕組みづくり、これをやっていこうというのが基本であります。まあフィンランドのほうではそれを一か所での窓口をして、ワンストップというような表現でありましたけども、日本においては、あるいは各自治体においては、なかなかそれは今の仕組み・制度の中でできないであろうなということでもあります。

ワンストップの考え方、そうした切れ目のない仕組みをしていこうという形の中での、発言でございましたので、不足の部分を訂正させていただきます。そうした基本的な考え方を、日本版として、あるいは大山町版として、関係機関、民間の力もいただきながら、行政連携をしながら、構築していこうということでもありますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。特にこの取り組みについては、若い方の移住定住あるいは少子化対策ということのなかでの大きな柱になってきつつあります。国においてもそうした視点での取り組みを強化していこうということで、あえてこの予算がついたものについても、このネウボラ構築のための調査研究ということについて、実は予算をつけていただいたという経過があります。これからこの調査研究をはじめとして、あるいは啓発活動、あるいは場面によっては有識者の方に来ていただいたの啓発的な活動あるいは研修活動をしていく場面もあろうと思っております。町内の方々にも広くお伝えをさせていただく中で、大山町は本当にこの出逢いから結婚あるいは妊娠、出産、そして育児充実した形のなかでの子育て支援体制があるんだよ、ということ構築していく、それを目指していきたいということで、まずこの取り組みに入ったということでもあります。

度々になりますけれども、国の予算がつかなくなった場面がありますけれども、6月の議会において、中身を精査させていただいて、こういった取り組みをさらに構築していくために進めてまいりたいと思いますので、またご意見、ご指導あるいはご理解を願いたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番、圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 21ページ中ほどの臨時職員賃金の放課後児童クラブです。3月補正で104万円減額しましたけれども、今回さらに70万円の減額をする理由をお聞きしたいと思います。

23ページ中ほどの、保健衛生費の予防費の扶助費の風疹ワクチン接種緊急事業です。今回さらに44万8,000円の減額です。昨年6月議会で146万円の予算で議決をし、3月の補正で73万円を減額、今回さらに44万8,000円を減額される理由をお聞きしたいと思います。

26ページ中ほどの、次世代鳥取梨ブランド創出事業補助金です。今回1,729万3,000円の減額ですけれども、6月の補正予算を見ますと、当初予算は5,073万3,000円でしたから約34%の減額です。なぜ減額されるのかお聞きしたいと思います。

28ページ、林業振興費の14使用料及び賃借料の機械借り上げ料50万円の減額ですが、当初予算も50万円でしたから全額を落とされる理由をお聞きしたいと思います。

36ページ中ほどの、中学校費の修繕料です。90万円になっていますけれども、その1番下の名和中学校は89万9,000円になっていますが、どちらが正しいのかお聞きしたいと思います。

○幼児教育課長（林原 幸雄君） 議長 幼児教育課長。

○議長（野口 俊明君） 林原幼児教育課長。

○幼児教育課長（林原 幸雄君） 圓岡議員のはじめの質問にお答えいたします。放課後児童クラブの臨時職員の賃金であります。一度減額をさせていただいていると思っておりますが、その後まだ期間がありますので、ある程度の人件費を確保していたというのが実態であります。また3月には春休みということもありまして、春休みは8時から6時までという長い時間になりますので、臨時職員の賃金を確保する必要があったということでございます。以上です。

○保健課長（後藤 英紀君） 議長、保健課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤保健課長。

○保健課長（後藤 英紀君） 風疹ワクチン接種緊急事業の減額につきましてご説明申し上げます。当初は6月の補正予算で180人分を計上いたしました。3月補正では、接種者が少なかったということで90人分を減額しております。今回44万8,000円減額して

おりますのは、実際3月補正から町報等を通じましてPRをいたしました。接種者が少なかったということで、56人分実績に応じまして、減額をいたしましたところであります。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） まず26ページの次世代梨ブランド創設事業の関係でございまして、2月の3月補正を出す段階では、事業実施予定ではございましたけれども、実際に梨棚なり、防風・防潮ネットの施設を計画をしておられましたけれども、その事業のほうで、地区といいますか、事業実施者での地元調整がうまくいかなかったということが急きょ出てまいりまして、この部分の事業が困難になったということがございまして、今回を減額したところでございます。

続きまして、林業費関係の使用料50万の減額でございまして、これにつきましては、林内の作業道等の整備におきます原材料の支給、それと併せまして、重機の借り上げ等について予算化をしておりましたけれども、これは特定の者を見込んでの予算化ではございませんで、その年度内に希望があればこの予算を使っていただくという趣旨の予算でございまして、そういった点で最後まで残しておりましたけれども、最終的に利用する方がおられなかったということで、減額をさせていただいたところでございます。以上です。

○教育次長（齋藤 匠君） 議長、教育次長。

○議長（野口 俊明君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 匠君） 5点目の学校修繕料の金額の千円の違いについてでございまして、申し訳ございません。ちょっと確認の漏れかと思っております。ミスがあったかというふうに思っております。失礼いたしました。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 2点お聞きしたいと思っております。ひとつは風疹ワクチンの件です。まいどまいど風疹ワクチンいたしますけれども、実際インターネット等見ますと、現在も特に首都圏を中心に流行っている。そういうふうにネット上流れてますけれども、幸い大山町ではそういうことはありませんけれども、本当にこうやって交流人口が増えるのですね、いつ起きてもおかしくないなあというふうに思うわけですが、当初で180人を見込んでおられたのに対して、かなり実績といたしましよるか、減ったわけですが、その辺をどういうふうに認識されているのか、お聞きしたいと思っております。

それから、鳥取梨ブランドについてですけれども、地元調整が困難だったということですが、6月の補正にそもそも出てきたわけですね。そこから今日までかなりの時間があるわけですが、それでも地元調整が困難だったことについて、何か理由

があればお聞きしたいと思います。それから、制度としてやはり使いにくかったっていうこともあるのではないかなというふうに思うわけですがけれども、その辺についてもお聞きしたいと思います。

○保健課長（後藤 英紀君） 議長、保健課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤保健課長。

○保健課長（後藤 英紀君） 失礼します。圓岡議員さんのご質問にお答えいたします。当初 180 人分を予算化しておりましたこの根拠といたしましては、大山町内におきます接種の対象年齢、この人数と、県の試算に基づきますワクチン接種の必要性があります方の人数を試算をいたしまして、180 人と計算いたしました。実際には、ワクチンを接種いただく方につきましては、大山町内でそういった対象者の数が見込みよりも少なかったということが、この減額につながっていると思います。今年度におきましてもこの接種事業は継続いたしますので、PR を努めて、風疹の予防に努めてまいりたいと思います。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） まず、事業がなぜ遅れたかということでございます。先ほども申し上げましたように、この事業は、町が事業を実施するものではなくて、大山果実部が事業されたものに対する補助金という考え方でございますので、6 月補正に出したので、町が計画的に事業を進めるということにはならないものです。あくまで受益者のみなさんが大山果実部の中に事業の申し込みをされて、それをとりまとめをしながら事業を進めておるものでございますので、そういった点では、まず町の方でなんとかこの分についてはどうにもならなかったという点がございます。それと地元調整の関係でございますけれども、基本的にはそのメニューの中の一部の方で、農地を造成、整地をされた後に梨棚の設置等を計画をしておられました。で、整地につきましては済んでおりましたので、当然梨棚の設置ということはすぐすぐできる予定ではございましたけれども、その整地の状況が、雨水の処理の関係等について、周辺の方からの同意が得られなかったというようなこともございまして、それらをずっと調整をしておったわけですが、最終的には梨棚の設置までは至らなかったということでの減額にしております。

それから、使いにくかったのではないかとこのいうご指摘でございますけれども、これは、農家のみなさんが町なり、県の方に要望されてできた補助事業でございますので、大変使いやすい事業だというふうに思っております。以上です。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 再度、風疹についてお聞きしたいと思います。2 点ちょっと疑問に思ったんですけれども、当初の 180 人が県の試算によるんだと。でネットを

見ますと、僕は38年生まれですけれども、実は、要は37年生まれの人から、特に男性はワクチン接種をしたほうがいいですよ。そういう機会があるのかないのかよくわかりませんが、妊婦の方の近くでもし、風疹にかかったのが自覚がなしにですね、そうやって妊婦さんの近くで咳をすると飛沫感染という感染するんだよということらしいですけれども、そういうことを考えた時に、180人というのはちょっと少ないんじゃないかなというふうに思うわけですが、その根拠というものをもう一回お聞きしたいと思います。

それから先ほど答弁の中で、この制度継続されるというふうに言われましたけれども、3月補正の中では記憶によるとですね、抗体検査をしたうえで、ようは無ければこのワクチン接種だというふうに答弁があったかと思えますけれども、そのあたりのその継続の内容について再度確認をしたいと思えます。

○保健課長（後藤 英紀君） 議長、保健課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤保健課長。

○保健課長（後藤 英紀君） 圓岡議員さんのご質問にお答えいたします。当初180人の根拠につきましては、特に男性の方につきましては、妊婦の夫である、そういうことがありましたもので、そういうこれは国からの助成の条件としてございましたので、大山町のほうといたしましてもそれに併して対象を妊婦の夫ということで絞っておりますので、男性の方全員というわけではありません。従いまして、180人といえますのは、妊娠適齢期の女性の数プラス妊婦の夫の数ということで積算をしたところでありまして、また今年度への継続の件につきましては、先ほど圓岡議員さんが申し上げられましたとおり、抗体検査をいたしまして、抗体値が低い者に対して助成を行うということで、継続をするようにしております。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（野口 俊明君） 9番、野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 私はこの原案に反対する考え方で討論させていただきませんが、まず原案の専決処分ということの問題でございまして。これ専決処分は、179条で議会が成立しない時に専決処分をすると、それから町において、町長において議会の招集するいとまがない、暇がないといえますか、いとまがないときに専決を処分するというようなことになっておりますし、それから議会において議決または決定すべき事件を議決または決定しないときということになっておりまして、これ今提案されている専決

処分は、これがどこに該当するかということ、私は地方自治法を見ますに分らないということでございます。まああの、この専決処分は、議会の承認を求めるということでございますから、この議会が承認しなくても、これが成立していくわけでございますが、がしかしですね、この町長がこの専決処分を見込み、いわゆる見込みが、最終的にですね決算をしたときに予算がたくさん残って、議会の方から、おかしいでないかということをおっしゃられたからそういうように小さい額においても、専決処分して見込み額を計上するというようなことを言うておられますが、これ非常にはき違いでないかと思えます。基本的にはきちんとした、そんなにきちんとしたって難しいわけでございますけれども、やっぱり予算のですね、予算の算定が難しいでないかと、これをきちんとやられていないでないかと、いうぐあいには思ったりします。やっぱりそこを議会の方は言うていくわけであって、もったきちんとした予算で、事業やるよといったからには事業をやりなさいよと、これが入る見込みだということだったら入るように頑張りなさいよと、いうことを言うてるんで、それを自分が、事業これだけやるんだからこれだけの予算をよこしてくださいということで予算を獲得しといて、事業をやらなければ余りますわい。そういうことじゃいけませんし、それから今もですね、圓岡議員がいろいろなことの質問をされておる中で、答弁はありますけれども、いわゆる理屈と絆創膏はどこでもつくわけです、これはまあ、理屈はつけないけませんわな、そのいわゆるこれが問題だ、ということかということ、その答弁はせないけません。その答弁がやっぱり妥当性があるかということですね。本当にこの予算を見る限り私は、理屈と絆創膏の関係が多いでないかという具合に思ったりするわけでございます。

それからもう1点、この専決して積立金を財政調整積立金に2,600万ほど、減債積立金に5,000万、公共施設整備積立金5,000万予算を専決で組みますよということ言うておいて、予算書に出ておるわけですね。それをしないかもしれない、しないという考え方を表明しとるわけなんです。議会の議決の重さというものをどういうぐあいにとらえられているのか、そして自分が専決しておいて、それをしないということは議会というものを何だと思っておるのかと。町長だけで、自分だけでやるんだったら全部やらいんですよ、それだったら。議会を本当に軽視っちゃうか私は愚弄だと思うですわ。ほんとに。本当に積立金をせんだったら、我々はこれだけの積立金になるんだなというぐあいに思っ取るのに、最終的に決算でせんだったら、予備費で計上すればいいでないですか、それ。やっぱそげすりゃ、我々も、最終的な専決ですから予備費だなあちゅうことで、ほかの方の予算には関係ないでないか、影響がないでないかと、そういうような考え方になってもらわんとこの専決した予算はやらんかもしれませんよ、やりませんよ、ま、決算でまたよう分かりますけれども、やらんよというような事態になれば、なんですかこれは。議会もなんにもあったもんでないですよ。本当、私ねえ、そういうようなことから、これを反対するものでございまして、町長の猛省をお願いするものでござい

す。

あ、もう一つ、かといって私は、この決算見込みということを出さして、そうして数字が出とるわけですけれども、結局3月の時点でですね、補正予算で、3月の25日まででありましたから、最終的に、また補正を出してもいいわけですから、そういうのできちんと出していただきたいし、それで職員の方もやっぱり決算見込みでやらええんだと、これから先いろんな、あのまた特別会計も出ますけれども、これにも3月補正で減額しといて今度増額する、増額しといて減額するというのがたくさんありますけん。ほんとに予算に対する取り組みの仕方、これは非常におかしいと思うんです。まああのそういうことで、もうちょっときちんと取り組んでもらわないけませんし、が、ずさんな予算をとというわけでないです。やっぱり、入ることは凶ってもらわないけませんし、出るとは押さえてもらわないけませんし、そういうような考え方でですね、予算を組んでいただかなければいけないし、執行していただかなければならないというようなことから、この予算に反対するもので、反対の討論とさせていただきます。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

○議員（15番 西山 富三郎君） 15番。

○議長（野口 俊明君） 15番、西山 富三郎君。

○議員（15番 西山 富三郎君） いろいろ質疑がありましたが、数字には物語があるということですよ皆さん。覚えておいてください。数字には物語がある、つまりそれは内容だということです。我々は議決をしてきております。議決というものは執行部に法的権限と財政的権限を与えています。それから議会がその都度、3月まで待つのではなく、補正を組んできなさいということをおっしゃっております。議会のいうことを聞いてですね、執行部は提案してきております。そういうことで、執行部は議会のいうことをきいてきております。それで専決がいけないということであれば、野口議員もたびたびそういうこと言ってきましたよ。で、専決がいけないということであれば、議会のやり方も通年制にして、1年間を議会にしておいてですね、専決がないようにするという方法もあります。それから3月31日という日付が出てきます。これ、国は立法権を持っておりますから、法律が3月31日できたらで地方自治体は全国的に新年度の最初の議会で専決取りなさいと言っていますから、こういうことになるのが、自治体の有り様です。100%満点とは言えないところがありますけれども、議会のいうことも聞いておりますので、承認すべきであると思います。以上。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 原案に反対者の発言を許します。

○議員（7番 大森 正治君） はい、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番、大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 私はこの平成25年度一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについての、議案に反対をいたします。

まずはじめに、参考までに聞いていただきたいんですけども、先ほどから問題になっておりますこの専決処分ということに関わってです。ちょっと、私、この専決処分が県内のほかの自治体、議会でどの程度行われているかちょっと見てみましたら、これあの7月1日現在までの1年間の件数ですけども、去年もね、多く出たんですけども、大山町は14件、予算に関してです、予算に関する専決処分が14件ありました。ところが、鳥取県内の他の町村は、7件が一番多くて、半分以下なんですよね。えらい突出しております。これちょっと昨年の24年の具合が分からないんですが、23年の場合ですけども、これ15件もあるんですよ。これもやっぱり突出しているんですが、このあたり、やっぱり見直すというか、この専決処分のあり方というのを考えていかなければならないじゃないかなというふうに強く思っております。やはり、議会で論議し決を取ることができないわけですから、本当にこれは慎重にやらなければならないと思うんですね。

そこで私はこの質疑の議論のなかで、今回のこの一般会計の専決処分をしなかった理由として、執行部の方は2項目ね、上げられました。介護保険の特会への繰り出しと、それから除雪費を支給しなければならないということから3月31日時点で専決をする必要があったということは、ある程度私も納得できますが、その他の部分についてどうも納得がいきません。専決処分する必要があったのかということ、非常に疑問があります。

そもそもこの専決処分ができる場合というのが、これまでも何度も野口議員等、言っておられますけども、こうありますね、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、というのがこれ主たる要件になっております。しかしですね、今回のこの一般会計の補正予算、3月31日までに議会を招集する時間的余裕がなかったのか、私はあったんじゃないかなというふうに思うんです。それからまたあの、この3月定例会があったわけですから、そこで補正予算を全て提案すべきであったのではないかなというふうに考えます。このように専決処分の原則に反するようなこの議案については、やっぱり認められません。反対せざるを得ません。以上です。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（1番 加藤 紀之君） 議長、1番。

○議長（野口 俊明君） 1番、加藤 紀之君。

○議員（1番 加藤 紀之君） 私は、この件に関してですね、何か議題が専決処分というそのものに関して話がされているように感じて仕方がありませんけれども、この一般会計補正予算、必要ないのかなあ、というふうに思うんですけれども、そこを中心に考えていただきたい。専決処分そのものの議案でしたら、また別の機会ではそれはお話をされればいいんじゃないかなと思うんですけれども、どうもそこらへん、はき違えとられ

る方がたくさんおられるように感じて仕方がありません。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） まず原案に反対者の発言を許します。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 私は、この一般会計補正予算に反対します。

今回取り上げたいのは保健衛生費の風疹ワクチン接種緊急事業です。風疹は、首都圏を中心にまだ全国的に流行しています。首都圏が中心ですが、これだけ人の移動が盛んになると町内の人が発症し、妊娠をしている人に感染をさせる可能性もあります。感染症発生動向調査を見ると、去年は全国で 32 人の先天性風疹症候群の子どもが産まれています。今年もすでに 8 人が生まれ、近隣では島根県でも女の子の赤ちゃんが産まれています。そもそも先天性風疹症候群は防げる障害です。しかし、そのためにはまず予防接種と正しい知識が必要です。先の感染症発生動向調査を見ると、今回の流行は、過去にワクチン接種を受けた人でも先天性風疹症候群の子どもが産まれていることが特徴です。先ほどの 40 人のうち 9 人が過去にワクチンの接種歴があります。風疹ワクチン接種緊急事業予算は、先ほども言いました通り、去年の 6 月議会で 146 万円の予算で議決をし、3 月の補正予算で 73 万円を減額、今回さらに 44 万 8,000 円を減額され、執行されたであろう金額は、28 万 2,000 円です。実に執行率は 19.3%で、とても真剣に予防活動に取り組んでいたとは思えません。

幸いに町内での事例はありませんが、無いだけであって、いつ起きてもおかしくないと思います。私も、妊娠中に異常があったにも関わらず、受診をしなかったため、子どもの視覚に異常をを持って出産されたお母さんを知っておりますけれども、今でも、自分を責めておられます。これ以上一組でも不幸な家族を作らないためにも、この予算に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 60 号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 60 号は、承認することに決定しました。

これで、休憩をしたいと思います。午前中、休憩なしでやりましたので、再開は午後 1 時といたします。休憩します。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（野口 俊明君） 再開しますのでお静かに願います。再開いたします。

次、議案第 61 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 3 号））の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番、野口 昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） これの中で、雑入がございますけれども、雑入が 3 月の議会では 65 万 9,000 円減額ですわな。これが今回では、1 万 1,000 円の増額、これは何の間違いがあったのか、減額と増額の真反対。それからあの、使用料、歳出の使用料及び割引料ですか、使用料及び賃借料ですか、これも 3 月は 75 万円減額しちよって、今度は 25 万 3,000 円増額、3 月の時点でこれらがきちんとなぜ算定できないか、私不思議でかなわんけど、ま、どのような理由でなったのか伺います。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） お答えいたします。まず、雑入の増額補正でございます。雑入につきましては、24 万 3,000 円補正をいたしておりますが、うち 14 万 1,000 円につきましては、中海に加入された方の分につきましては、一部はご本人の引き込み工事負担金ということであるわけですが、中海の方が、この中海と町とで、約ですけども 3 分の 1 ずつ負担をしているところでもあります。これにつきましては、年度終盤になりましてからの加入等がありまして、引き込み工事負担金のほうでも今回 4 件分増額をしておりますが、そのことによりまして、中海から入ってくる中海の負担分の負担金も 14 万 1,000 円増えたところでもあります。それと 10 万 2,000 円別にこの雑入の中に入っております。これは、D ネットの線が町内に張り巡らせておるわけですが、これにつきましては、県営の事業、全く別個な事業でありますけども、県の、県営住宅の改修事業を県がなされておるなかで、そちらの事業者の工事のミスで、町の管理しており線を切ってしまったということがございました。この件につきましては、そちらの事業者の方で全額を負担していただくと、まあ当然ですけども、そのことがありまして、この金額、これについても金額が確定しましたのが、年度末の時でありましたので、これ今回入れさせてもらったというところでもあります。

それと、使用料及び賃借料のところの電柱共架料の 24 万 6,000 円でございます。これにつきましては、エネコム柱に添架しておるものについての使用料でございます。これにつきましては、エネコムとこちらのほうで、確認が遅かった部分がございます、当初予定を、3 月補正を入れる時点では予定をしていなかったものが、今回 24 万 6,000

円全額エネコムの関係ですけども、必要となったということでございます。以上でございます。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（野口 俊明君） 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 共営電柱使用料のですね、あ、共架電柱使用料、これはいつの時点で分かったですか。その24万6,000円の増額になるというのは。いつの時点で分かりましたか。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 3月であったと思います。以上です。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります

これから、議案第61号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第61号は、承認することに決定しました。

---

○議長（野口 俊明君） 次に、議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)）の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（9番 野口 昌作君） 9番。

○議長（野口 俊明君） 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） これの国庫、歳入で国庫支出金が、3月の時点で1億2,000万減額になって、この専決では1,600万増額になっている。これねえ、どういうことでこういう算定ができていないんだろうか。それから、県支出金も3月で1,397万7,000円減額になって、今回は1,042万の増額になっている。共同事業交付金については、3月で7,796万8,000円減額になって、今回は883万5,000円増額になっていると。

繰入金はもともと、基金繰り入れをそういうことで基金繰り入れがですね、しなくてもよくなったということで、3月の補正のときには、基金繰り入れをして、大変だなあ、基金も無くなってしまうなあというような話で、国保税もこれから高くなるんだなあ、というようなことで、話しとったですけどね、本当なんというか支出の方も歳出の方も、非常にまあ見積もりと違ってきているというようなことで、非常に不信感を抱くでないかと思うですわ。国保税、税金で集めるのにねえ、こういうように、あの、3月の時点で1億5,100万減額だということやっちゃいて、それで今度は、23万4,000円増額だと、というようなことでね、もうやっぱあの、関係者がねほんに不信感をいただきますよ。これらについてねえ、それを専決すればいいんだわいということで専決でしょうけども、ちゃんと3月の時点でそういう見積もりがなぜできなんだかということをおねえ、ちょっと伺いたいですね。ま、専決そのものがおかしいですけども、その辺伺います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 詳しいところは担当の方から述べさせていただきますけれども、野口議員より、不安視、不信感というようなご発言がございました。私、逆に野口議員のご発言を非常に、執行部のほうでの精一杯のいろいろな業務をするなかで、提案をさせていただいていることでありますけれども、そのことに対して、ご発言を非常にこう不信感・不安感を煽るようなご発言のように私は感じさせてもらっております。野口議員も職員の時代がございましたので、よくご承知だと思いますけれども、2月3月議会に提示をさせていただきます議案、これは2月に締めてまいります。当然3月末に向けて1か月半から2か月の期間があるわけでありまして、そういった期間の中に国においてもこうした国庫の支出金あるいは県の支出金が明らかになってくると、というような状況を踏まえて、この度このように出させていただいている状況であります。議会の3月議会の中でも、この件について非常にたくさんのご質問をいただき、私も今後のこの国民健康保険特別会計の関係についても発言もさせていただいたりしております。

今回3月末の段階で、国より、県より示された確定額、これをここに出させていただいて、補正予算の専決という形でここに出させていただいておるということでございますので、非常にあのご発言が、私どもがやっていることに対しての不安感や不信感を本当にこう述べられていることに対して、非常に残念に感じているところであります。そういうことを、つなぎをさせていただいて、担当よりお答えをさせていただきます。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） 野口議員さんのご質問にお答えいたします。

非常に大きな金額の増減ということで、不信感をということでございます。

まず、3月の補正予算を計上いたしました時期のことなのですが、1月末の状況で3月の補正をさせていただいております。このときにはまだ、医療費の支払いが残っておりましたので、年度内どれくらいの医療費を支払う必要があるかということが、本当に見込みの段階ですので、大きな手術をされたりといったようなことがあるともう、数千万という金額の増ということもあり得ます。

そこで、基金の4,000万を投入してまでも、医療費の確保、支払いができる予算をとということで、3月の補正をさせていただきました。歳入につきましては、歳入不足ということはあってはなりませんので、3月の補正の段階で確実に見込める金額ということで、歳入のほうはあげておるという考え方でございます。毎月の医療費の支払いですが、平均的に1億5,000万を1か月で支払うような流れがでございます。いくらか増減はございますが、ほぼ平均的に1億5,000万、1か月にといった金額で見ますと、基金の4,000万を投入するということは、決して大きな金額ということではないということで、3月の補正で基金を投入して、年度末の支払いが確実にできるという考え方で、3月の補正を計上したところでございます。その後、それが1月末の見込み、その後2月、3月の末になりまして、最後の支払いの金額も確定しまして、幸いに大きな金額を支払うことなく、医療費のほうも特段の変動がなかったために、歳出の方は押さえられたと。歳入のほうにつきましては、先ほど申し上げましたように3月の補正の段階で歳入不足ということを避けるように低い金額で計上しておりました歳入に対しまして、4,000万程度、結局歳入の方が今回増えた予算になっておりますが、その分基金を使わずに、投入せずに、財源内訳を振り替える形で収まったと、いった予算でございます。たしかに金額は大きな変動でございますが、月々の医療費を考えますに、支払いがきちんとできて、歳入不足にならないように実態に合わせた予算を3月末現在で今回専決とさせていただいたという経過でございます。以上で終わります。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長 9番。

○議長（野口 俊明君） 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 町長ですね、町民に不信感を仰ぐような発言だというようなこと言われますけども、まあ、私自身がこの予算ね、不信を抱きますから、それなりに言っているわけでもございまして、これ、それと、専決処分ですわねこれ。専決処分せんでもいいような状態なんですよね、結局。歳入がよけ落とさないけないというようなことですから、よけ落として落とし過ぎたんだというようなことでもございますから、なんというかそういうような専決処分せんでもこれは賄える予算でないかと思ったです。

それともう一点お尋ねいたしますが、この予備費をこの3月31日に41万4,000円増額して、予備費もいろいろ考え方がありわけだけれども、この逼迫した財政のなかで、予備費を増額していくというようなこと、どのような考え方からこういうのが起きてくるのか、その辺もちょっと伺いたい。

○副町長（小西 正記君） 議長 副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 一般会計の方でも申し上げましたけども、支出が伴うものがありますので、今回の補正予算は必要であったというふうに思っております。確かに歳入の方の財源内訳の増で対応できるもの、あるいは予算の範囲内で対応できるものについては、必要ないというふうに思いますけれども、支出が伴う、必要だったから専決補正はしておかなければ歳出不足になってしまう、支払いができないということにもなるというふうに思っております。それから、一般会計のほうでは、討論の中で野口議員さんは予備費の方でも積み立てておけというふうな発言があったというふうに思いますが、今質問では、予備費に積んでおくことはどういうことだというふうな質問になっておるというふうに思っています。基本的には財源の収支で調整をするときには、予備費あるいは予備費以外の、一般会計でいけば基金積立というふうな方法で処理しなければ、収支のバランスが取れません。その関係でこの国保会計におきましては、収入のほうが多いわけですから、予備費を増やしてプラスマイナスの調整をしているというふうに思っております。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長 9番。

○議長（野口 俊明君） 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 今予備費については、プラスマイナスの調整をしたということ、これについては、まあこれでいいでないかと。一般会計ではどうですか。あ、まあ一般会計の話したっていけませんかな、今はな。一般会計の話は済んでおりますから、まあいいですけども。これ、もしも専決せん場合には、保健事業費の192万円だけを増額していけば、支出の、なっていくわけですね、192万円が不足しているということで補正すれば。予備費なんかは全然関係ない、これに関してはね。ただ本当にそういう、なんちゅうか、数字合わせだけのことで行われている、なんかとにかくおかしいということでございますんで。その辺をちょっと伺いたいと思います。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 確かにそういうふうな論もあると思いますけども、財源内訳の変更も伴っております。さっき言いましたように国の方からの補助金なり、県からの支出金なりが増えております。で、支出の方の財源内訳が変更になっておりますので、これについても、収入の方が増えておるのに、財源の内訳が全然違ったことを、議会の方に提案せずにですね、決算の段階で指摘を受けるよりも、こういうふういきちつとした状態でみなさんの方に専決でお願いする方が合理的だというふうに考えております。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 62 号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 62 号は、承認することに決定しました。

---

○議長（野口 俊明君） 次に、議案第 63 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号））の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 野口 昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） 繰入金が、補正額で 580 万減額になつとります。繰入金  
が 580 万。それで歳出では医業費の方の補正額が 500 万ですね。総務費は 80 万ですが、  
500 万減額になっております。医業費のほうの減額も結局、医業費のほうも繰入金で賄  
っておられるか。医業費についてはやっぱり医業収入で賄っておられて、それで医業費  
の減額 500 万になるんだったら、費用の方が減額になったら、医業、医収入の方が減額  
になってくるのが本来であって、繰入金まで、繰入金は普通の一般の管理の方の繰り入  
れをやっているんでないかというぐあいと思うわけですが、その点どうですか。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） ここの段階で、3 月の段階で一般会計から繰り入れしており  
ますのは、財政的に収支が取れないということで、一般会計から繰り入れをして、収支  
を状況で均衡を取っておるわけですが、3 月の末で締めたところ、その一般会計からの  
繰り入れを 580 万減額しても、収支が合うということで、減額、一般会計からの繰り  
入れをやめたということでございます。一般会計のほうも当然、出す分をやめるわけ  
ですから、一般会計のほうとこっちの会計とは整合性を持たすために、一般会計のほう  
では繰り出し金の減額、こっちのほうは繰入金の減額ということで調整を取っております。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 野口 昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） でしたら、やっぱり医業費、歳出の医業費がございすわな、これの財源内訳は一般会計とその他会計、その他の収入ということにもともとの予算はなっとりますかな、ま、そこまでよう調べとらんけども。医業費という医行為の支出についても一般会計から繰り入れて、一般の管理費でなしに、医業費についても一般会計から繰り入れているということなんですね。そういうこと本当にやっつけられますか。

〔「それでどうなんですか。ちょっと座るかなんかしてもらわんと返答ができないです。」「ええ」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長 総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 補助事業とかでひっついてるわけじゃございませんので、全体で見とりますので、こういう形にさせていただいております。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります

これから、議案第 63 号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 63 号は、承認することに決定しました。

---

○議長（野口 俊明君） 議案第 64 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））の質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

- 議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。
- 議長（野口 俊明君） 9番、野口 昌作君。
- 議員（9番 野口 昌作君） 歳入で繰入金、繰入金ですね、一般会計繰入金で420万3,000円、あ、嘘だ、反対だないか、ごめんなさい。ちょっと待ってくださいよ。繰入金で50万円増額になっております。これの繰入金は、事務費繰入金ということが明細に書いてあります。それで歳出の方で、歳出の方でも後期高齢者医療納付金が3月ですね307万3,000円落としてあるわけですけども、3月には、それを今回は96万5,000円増額になっております。これも落としすぎてしまったもんだだけ、また増額するわいやでしょうけども、これもなんかおかしいでないかと思うです。なぜそのいわゆる算定ができなかったか。それからその今繰入金のことは事務費繰入金を50万円もうけるということになっておりますけども、支出の歳出のほうでは事務費の方は、全然この予算が計上してないですわな。歳出は全然ないのに。歳入は事務費に50万円入れ込むと。どういふのに入れ込む考え方なのかなあと思ったりして、ちょっとその辺の答弁願います。
- 議長（野口 俊明君） はいそれでは、答弁の方を。
- 住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。
- 議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。
- 住民生活課長（森田 典子君） お答えいたします。後期高齢者医療の予算につきましては、広域連合の方で算定したものを配分して、予算に反映しておるといったものでございます。3月の時点で減額をしておりましたが、これも連合のほうからの数字をいただきまして、減額をしたものが先ほどおっしゃいましたように、落とし過ぎたというのが現状でございます。県下の全部の市町村のトータルで連合のほうも計算をいたします。そういったような流れの中で、今回こういった数字の配分があったということで、3月落とし過ぎておりましたところを専決で補てんをする形での予算計上をさせていただいたということでございます。以上です。
- あ、すみません。事務費につきましてですが、歳出の連合の方から配分をもらった金額に対しまして、事務費のほう保険料が46万5,000円ということで、差し引きまして、その50万という金額が不足した格好でございます。その分を事務費で補てんをして、歳出に対応したということでございます。以上です。
- 議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。
- 議長（野口 俊明君） 野口 昌作君。
- 議員（9番 野口 昌作君） なら事務費は、いわゆる共同の方に支出する事務費ちゆうことですかね。そういうことですかね。

[ 「はい」「いやいや、これ普通の事務費だと思うけどね、おかしい」と呼ぶ者あり ]

- 住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。
- 議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。
- 住民生活課長（森田 典子君） おっしゃるとおりでございます。
- 議員（9番 野口 昌作君） もう一点。
- 議長（野口 俊明君） 野口 昌作君。
- 議員（9番 野口 昌作君） 連合のほうから最終的に 300 万を落いたけども、96 万 5,000 円また交付するよというようなことは、いつの時点で、落とすのは 307 万 3,000 円落とすよと言ってきたんはいつで、96 万 5,000 円やるって言ってきたんはいつですか、だいたい。
- 住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。
- 議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。
- 住民生活課長（森田 典子君） 3 月補正の金額は、2 月の最初の時期にいただきます。今の予算額につきましては、その後の異動といたしますか、その後の数字ということで、3 月の補正予算以降に判明したということでございます。
- 議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。
- まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
- これから、議案第 64 号を採決します。
- お諮りします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。
- 〔賛成者起立〕
- 議長（野口 俊明君） 起立多数です。
- したがって、議案第 64 号は、承認することに決定しました。

- 
- 議長（野口 俊明君） 次に、議案第 65 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 4 号））の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります

これから、議案第 65 号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 65 号は、承認することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） 次に、議案第 66 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号））の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議員（9 番 野口 昌作君） 反対討論。

○議長（野口 俊明君） まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（9 番 野口 昌作君） えっとですね、この予算について反対の討論をさせていただきませんが、まず反対の理由は専決処分でございます。専決処分で、この補正この専決はただ単に、歳入についても 261 万円の減額、歳出についても 261 万円の減額でございます。これをわざわざ、わざわざっていう言い方、専決せんでもこれらはそういう専決に値するものでない、議会でこれまで決定して、みなさんで議論して、これでやろう、これで町執行部やっってくださいという具合に言っている、その数字を見て、そうして努力したけどもいたらなかったわいということで済まされるような数字であって、これをわざわざ、専決する議会の決定というものを、町長 1 人で覆してしまうような、本当に議会軽視のやり方だというぐあいだに思って、私は反対いたします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります

これから、議案第 66 号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 66 号は、承認することに決定しました。

---

○議長（野口 俊明君） 次、議案第 67 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号））の質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります

これから、議案第 67 号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 67 号は、承認することに決定しました。

---

○議長（野口 俊明君） 次、議案第 68 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 2 号））の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番、圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 3 ページの歳入の雑入の指定管理納付金です。当初 3,076 万 1,000 円に対し、今回 1,197 万 5,000 円の減額補正です。率に直すと、38.9% になりますけれども、そもそも当初予算での見込みが過大ではなかったかと思えますけれども、そのあたりの見解をお聞きしたいと思います。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。ただいまのお尋ねでございますが、

当初の見込みが過大ではなかったかということでございます。ご存じのとおりスキー場の営業は冬に集中をいたしております。この当初予算をご審議いただいているときは、その前の年の営業の最中でございます。

また、この予算計上額につきましては、指定管理で委ねております民間事業者の方の翌々期の事業計画をお尋ねをして、計上いたしているものであります。民間企業の方が来々期にはこれだけの売り上げでこれだけ儲けたいと言っているのを、そげに儲からんけん町はそげな予算組まんわ、というわけにはなりませんので、当初予算は民間企業の事業計画にのっとった形で当初計上させていただいてるところであります。以上です。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） まあ、分からないでもない部分はあるんですけども、古い話で申し訳ありませんけれども、中山の時代、国保の担当職員と話をしたことがあります。先ほどの答弁の中でも出てきてますけれども、実際その時に話を聞いたのは、当然、その時は、過去3年間の見込みを勘案しながら、ある程度こう最大の予想と最低の予想を出しながら、それでもなおかつ担当のあとはさじ加減ですねよね、実際この真ん中よりも多少なりとも上になるのか下になるのか、そうしたときに先ほど答弁の中で、翌々期ということがあって理解はするんですけども、そのあたりでさじ加減ですね、さじ加減が実際過ぎたんじゃないかと、その結果がこうやって出てきたんじゃないかなというふうに思うんですけども、そのあたり再度お聞きしたいと思います。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） お答えをいたします。なにぶんにも雪が降ってみないと分からないといったところがございます。議員の言われるいわゆるさじ加減というのが、非常に難しい分野なのかなあと、過去の平均では全く図り知ることができない数字だと認識をいたしておりますので、基本的に当初予算の際には、事業者の皆さんがここまでやりたいといった数字をもって計上させていただいたというところがございます。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑はありませんか。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（野口 俊明君） 9番、野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 今年ですね、雪がたくさん降って、よけ利用があったんでないかなあという具合に思っております、昨年が20万6,000人ぐらい使っておるようですが、今年は20万9,000人、3,000人ほどですね、余計にリフト、スキー場の利用があったようでございますが、こういう人数が増えた中で金額が減ってきたというようなことが、いわゆる休日の利用が少なくなって、平日の利用が多くなってということでございますが、3,000人もの利用客が、全体的には3,000人も増えておる中で、こ

の1,000万からのですね、減額になっていくというようなこと、これはその休日と平日との差というもので、なんというのですか、どのような割合みたいなことで減ってきてしまうのかということをお尋ねいたします。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。ただいまのお尋ねでございますが、収益が減少した原因、いくつかございます。

まず、当初予算の段階での事業者の皆さんが数字の基礎にされましたのは、入り込みを22万人と見込んでの数字であるというふうに私は認識しておりました。結果的に頑張られましたけれども、20万9,000人ということでございます。

それもさらに、前年に比べまして21日間営業期間、営業日数が長いわけでございますが、数字は微増でございますけれども、営業日数は87が108まで大幅に延びたうえでの数字ということも一つの要因になろうかと思えます。つまり、経費もそれだけ増になっているということでもあります。

それと2月に高速道路が連休に2度不通、通行止めになりまして、山陽四国方面のお客様がまったく来れない時がございました。これが休日の利用者減の大きな理由になります。休日のリフト券1日4,800円です。平日は、3,500円でございます。1日に1人1,300円の利益がそこで差がでてまいります。併せまして、駐車場1日利用料1千円のところを平日につきましては、スキー場が500円補てんをいたしまして、お客様は500円で済むようにしております。平日の駐車場の利用台数が、前年に比べまして、なんと6,758台増えております。6,758台×500円がまるまるスキー場の減益につながります。

で、併せましても、人数から行きますとも車1台に1人しか乗らないということはないでしょうし、バス、先ほどの右側、全員協議会でお配りしましたスキー場のプレス発表の資料に、バスで来られたお客さんの人数もあったと思いますが、これも平日来られたお客さんもいらっしゃる。そういったようなところで、相当の減益要因になったものというふうに認識をいたしております。以上です。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（野口 俊明君） 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） もう一点伺いたいですけれども、これホワイトリゾートのほうとの関連があると思えますけれども、ホワイトリゾートの方はきちんとした決算でこういう指定管理料というのが決定しましたか、3月、何月決算で計算しますか。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。指定管理に出しております、株式会社大山リゾートの決算期が3月20日でございます。従いまして現在決算作業中であり

まして、5月の20日までに最終の決算を出されるということになります。従いまして、年度の関係がございますので、2か月かかるところを今回の専決を含めまして、10日弱で数字を出していただいているわけでありまして。3月20日で締めたものを月内にですね収益を計算してでございますので、あくまで概算でございます。5月で確定いたしますけれども、収支プラスマイナスいずれにいたしましても、翌年度の指定管理料の算定に増減を加えて調整をするということになっております。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります

これから、議案第68号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第68号は、承認することに決定しました。

---

#### 日程第14 議案第69号

○議長（野口 俊明君） 日程第14、議案第69号、教育委員会委員の任命についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第69号 教育委員会委員の任命につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山町赤松 1391 番地 伊澤百子さんをお大山町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。伊澤さんは、家業のかたわら、西伯郡連合婦人会長、財団法人鳥取教育文化財団理事などを歴任され、平成17年5月12日から大山町教育委員会委員としてご活躍をいただいているところです。また、平成20年5月12日からは教育委員長として、本町教育行政の充実・発展にリーダーシップを発揮していただいております。

来たる 5 月 11 日をもって任期満了となりますが、人格・見識とも適任と考えますので、再任にご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由にご説明に代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 69 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 69 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 日程第 15 議案第 70 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 15、議案第 70 号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題にします。議

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 70 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。選任をいたしますのは、大山町塩津 348 番地 2 岩倉恭司さんであります。岩倉さんは、昭和 40 年に国税職員として大阪西成税務署へ就職され、平成 17 年 7 月に倉吉税務署長として退職されるまでの間、要職を歴任されてきました。平成 17 年 8 月からは税理士事務所を経営されておられ、平成 25 年 6 月からは中国税理士会米子支部長を務められるなどご活躍されているところであります。

人格・見識とも適任と考えますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。任期は平成 26 年 5 月 13 日から 3 年間であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります

これから、議案第 70 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 70 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 日程第 16 議案第 71 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 16、議案第 71 号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範 君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 71 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。選任をいたしますのは、大山町所子 1100 番地 浅田明枝さんであります。浅田さんは、旧大山町役場を退職後、旧大山町社会福祉協議会の事務局長、そして平成 16 年から現在まで、特別養護老人ホーム「やすらぎの里」の施設長をお勤めであります。平成 20 年 5 月からは大山町の固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。来たる 5 月 12 日をもって任期満了となりますが、人格・見識とも適任と考えますので、再任にご同意を賜りますようお願いを申し上げます。なお、任期は 3 年間であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 71 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 71 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 日程第 17 議案第 72 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 17、議案第 72 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 72 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。選任をいたしますのは、大山町高田 149 番地 近岡一幸さんであります。近岡さんは、昭和 55 年から建築設計事務所に勤務をされ、昭和 62 年からは所長として、設計事務所の経営をされております。平成 20 年 9 月からは大山町の固定資産評価審査委員会委員を務めていただいているところであります。来たる 5 月 12 日をもって任期満了となりますが、人格・見識とも適任と考えますので、再任にご同意を賜りますようお願いを申し上げます。なお、任期は 3 年間であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります

これから、議案第 72 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 72 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

閉会宣告

○議長（野口 俊明君） これで、本臨時会の会議に付議された事件は全部終了しました。会議を閉じます。平成 26 年第 3 回大山町議会臨時会を閉会します。

---

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。

---

午後 2 時 1 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 圓岡 伸夫

署名議員 遠藤 幸子